

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 5 月 18 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501736号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600030号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月10日の標準賞与額を2万6,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月10日

B厚生年金基金からの連絡により、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知った。厚生年金基金には賞与の記録があるが、国の記録にはないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「2005年夏期賞与」と記載された賞与明細書、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により請求者は、平成17年7月10日に同社から賞与を支給され、標準賞与額(2万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月10日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500833号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600031号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の取引金融機関の回答、同僚から提出された「2003年賞与2明細書」及びA社の事業主の回答から、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、請求者の取引金融機関の回答及び同僚から提出された「2003年賞与2明細書」から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501063号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600032号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を24万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れているので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の取引金融機関の回答、同僚から提出された「2003年賞与2明細書」及びA社の事業主の回答から、請求者は、平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、請求者の取引金融機関の回答及び同僚から提出された「2003年賞与2明細書」から、24万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501055号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600033号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和19年7月5日から同年9月1日に訂正し、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

昭和19年7月5日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和19年7月5日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正4年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年7月5日から昭和21年4月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、大学卒業後にA社に入社し、戦後、会社が解体されるまで勤めていたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社ではB支店に勤務していたほか、戦争中はC地区の事務所でD業務をしていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、訂正請求記録の対象者がA社に入社し、同社B支店に勤務していたほか、C地区の事務所で仕事をしてきた旨陳述しているところ、同社B支店は健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる一方、同社C事務所は、オンライン記録及び適用事業所検索シ

システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

- 2 請求期間のうち、昭和 19 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日までの期間について、E 社（A 社の書類の一部を保管している事業所）から提出のあった人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、当該期間に A 社 B 支店員として勤務していたことが確認できる。

また、上記人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 15 年 4 月 1 日に A 社 B 支店員となり、昭和 19 年 9 月 1 日に依願休職するまでの期間に、退職、休職等の記録はなく、当該期間に厚生年金保険料が控除されない特段の事情は見当たらない。

さらに、A 社 B 支店に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同様に二度の加入記録が確認できる同僚の人事記録によると、昭和 20 年 8 月 2 日に休職したことが確認できる。この場合、当該同僚の休職日と厚生年金保険の資格喪失日は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、昭和 19 年 7 月 5 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 19 年 6 月の厚生年金保険の記録から、110 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は所在が判明せず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

- 3 請求期間のうち、昭和 19 年 9 月 1 日から昭和 20 年 9 月 11 日までの期間については、上記人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、当該期間に A 社 B 支店を依願休職し、「C の F 事務所」に「嘱託」として勤務したことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、「F 事務所」が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、A 社 C 支店で厚生年金保険の加入記録がある者は、訂正請求記録の対象者を知らない旨、また、C 地区に「F 事務所」という軍の施設はあったが、同社とは別の組織で交流はなかった旨回答している。なお、同社 C 支店に係る被保険者名簿においても、訂正請求記録の対象者の氏名は確認できない。

また、請求期間のうち、昭和 20 年 9 月 11 日から昭和 21 年 2 月 10 日までの期間については、上記人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、A 社で「予備」を命ぜられたことがうかがえるところ、前述の同僚に係る人事記録において、「予備」を命ぜられた旨の記録がある期間の厚生年金保険の加入記録はないことが確認できる。

さらに、請求期間のうち、昭和 21 年 2 月 10 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上記人事記録によると、訂正請求記録の対象者は A 社 B 支店員として勤務したことが確認できる。この場合、前述の同僚に係る人事記録においても当該期間に同社 B 支店員として勤務したことが確認できるが、当該同僚も訂正請求記録の対象者と同様に、同年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該期間の加入記録はないことが確認できる。また、同社 B 支店に係る被保険者名簿において、昭和 20 年 4 月 1 日から昭和 21 年 4 月 1 日までの期間に資格取得した者はいないことが確認できる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間のうち昭和19年9月1日から昭和21年4月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち昭和19年9月1日から昭和21年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501572号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600034号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年8月2日の標準賞与額を20万4,000円、平成16年12月1日の標準賞与額を18万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月2日及び平成16年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年8月2日  
② 平成16年12月1日

厚生年金基金からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことを知った。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳並びにC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録により、請求者は、平成16年8月2日に20万4,000円、平成16年12月1日に18万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は、平成16年8月2日及び平成16年12月1日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501693号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600005号

## 第1 結論

昭和45年\*月から昭和51年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年\*月から昭和51年9月まで

私は、20歳からの未納期間の国民年金保険料をその当時の保険料額で遡って納付することができる旨の案内が何度も届いていたため、昭和49年から昭和50年にかけて20歳からの未納期間の保険料を2回か3回に分けて銀行で納付した。元夫の未納期間の保険料についても、私の保険料を納付した後に遡って納付した。納付額は、結構な金額だった記憶がある。遡って納付した後は、口座振替又は納付書により夫婦二人分の保険料を市役所出張所で納付期限内に納付していた。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳からの未納期間の国民年金保険料をその当時の保険料額で遡って納付することができる旨の案内が何度も届いていたため、昭和49年から昭和50年にかけて20歳からの未納期間の国民年金保険料を2回か3回に分けて納付した旨陳述しているところ、請求者が20歳からの未納期間の国民年金保険料を当時の保険料額で納付しようとした場合、昭和49年から昭和50年までの時点では、請求期間のうち一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、昭和49年1月から昭和50年12月までの間に第2回目の特例納付制度が実施されていたことから、請求者が、昭和49年から昭和50年にかけて請求期間のうち昭和45年\*月から昭和48年3月までの国民年金保険料を納付することは可能であったものの、当該特例納付制度の保険料額は、一律900円(月額)であったことから、請求者が当時の保険料額で納付したとする主張とは符合しない。

さらに、請求者は、請求者の元夫の国民年金保険料についても、請求者と同様に納付した旨陳述しているところ、元夫についても、20歳となった昭和42年\*月から昭和51年9月まで期間のうち、昭和46年4月から同年6月までの期間及び同年9月から昭和47年3月までの期間を除い

た期間については、国民年金保険料は未納である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501780号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600006号

## 第1 結論

昭和39年7月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年7月から昭和47年3月まで

私は、会社を退職した直後の昭和39年7月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を送付された納付書により納期限内に定期的に納付していた。

請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日が昭和47年9月4日と記載されており、戸籍の附票によれば、請求者の住所地は昭和41年12月から平成2年3月までA市であり、請求者は請求期間前から同市に居住していた旨陳述していることから、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考えにくい上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和47年9月頃行われたものと考えられ、昭和39年7月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納期限内に定期的に納付していたとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501827号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600007号

## 第1 結論

昭和61年\*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年\*月から平成2年3月まで

昭和61年\*月(20歳)から平成2年3月(23歳)までは、A県で学生生活を送っていたが、私の国民年金の加入手続は、母が行い、学生時代(20歳になる直前)に、公衆電話口で母から、請求期間の国民年金保険料については母が納付しておく旨伝えられたことを記憶している。請求期間の国民年金保険料の納付記録がないことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が20歳に到達した昭和61年\*月頃に国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されることになるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索では、請求者に係る記号番号を確認することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、請求期間の保険料をB市にある郵便局で現金で現年度納付した旨陳述しているが、同市では、請求期間当時、郵便局では国民年金の現年度保険料を納付できなかった旨回答している。

さらに、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501651号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600008号

## 第1 結論

昭和37年9月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年9月から昭和47年3月まで

A市からB市に転入して1年を経過した頃で次女が生まれる前の昭和40年\*月頃にB市役所から連絡があり、市役所で「今、国民年金保険料を納付してもらえば、安く納付することができ、通算して全額納めたこととなります。」と説明を受け、その頃から請求期間の国民年金保険料を、夫の国民年金保険料と一緒に納付し始め、10回まではなかったと思うが、何回かに分けて納付した。1回あたり3万円位の国民年金保険料を納付した記憶もある。また、市役所では、将来の国民年金保険料を納付するよう言われ、納付した記憶もあるが、いつ請求期間の国民年金保険料を納付し終えたかは覚えていない。請求期間が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を昭和40年\*月頃から納付し始めたとしているが、同時点では、請求期間のうち昭和37年9月から昭和38年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求者の夫についても、請求者と同様、昭和40年\*月頃から請求期間の国民年金保険料を納付し始めたとしているが、夫については、請求期間のうち昭和37年9月から昭和42年3月までの国民年金保険料は未納とされている上、納付済みとされている昭和42年4月から昭和47年3月までの国民年金保険料は、昭和49年1月から昭和50年12月までの間に実施されていた第2回特例納付を利用して納付されていることから、請求者と一緒に納付したとする請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。